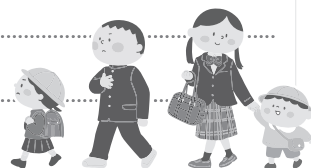


～ 概要 ～

(平成23年4月施行、平成26年3月改正)

実践主体の主な役割

保護者	子どもの自ら育つ力を大切にして、子どもを健やかで心豊かに育み、子どもと共に成長していくよう努める。
地域住民	地域の子どもの見守り、保護者を支え、地域社会づくりに努める。
育ち学ぶ施設	施設がある地域で、遊び、学習、養育等を通して、子どもを育む拠点となる。
事業者	子どもの健やかな成長に配慮した事業活動を行い、社会環境の整備に努める。
京都市	子どもを健やかで心豊かに育む社会環境の整備を推進する。
観光旅行者等	市民や京都市が行う憲章実践の取組に協力する。



基本的な方策

憲章に掲げられた6つの行動理念に沿って、それぞれの立場で取り組むべき具体的な内容を規定

- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守るための取組
- 2 子どもから信頼され、模範となる行動に努めるための取組
- 3 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めるための取組
- 4 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族のぎずなを大切にするための取組
- 5 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げるための取組
- 6 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先するための取組

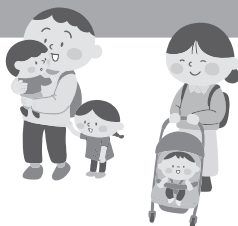
緊急課題への方策

子どもの命や安全を脅かす緊急課題に対して、実践方策を規定

- | 子どもの命や安全を脅かす問題への対策 | |
|--------------------|--|
| 1 | ☐ 児童虐待対策
☐ 児童ポルノ対策
☐ 性感染症対策 |
| 2 | ☐ いじめ対策
☐ 薬物乱用対策 |
-
- | 子どもの健やかな成長を脅かす社会環境の改善 | |
|-----------------------|---|
| 1 | ☐ インターネットの不適切な利用への対策
☐ 電子・映像メディア依存への対策 |

実践推進の具体策

憲章の日	毎年2月5日を「憲章の日」とする
表彰	憲章の実践推進者を市長から表彰
情報提供	印刷物の配布などで憲章の実践に関する情報を提供
体制整備	憲章の実践推進に必要な京都市の体制を整備
行動指針	毎年度、憲章の実践方策に関する「行動指針」を策定
推進協議会	憲章の実践推進に関して、調査や審議などを行うため、学識者等による「推進協議会」を設置



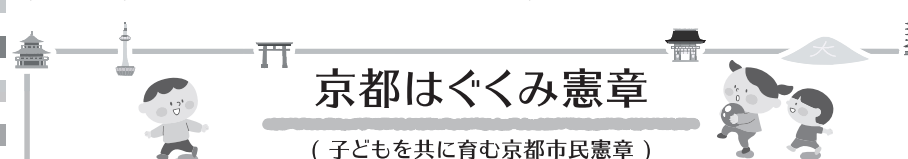
市民公募委員を募集します

提出期限
6.5月
まで



京都市では、子どもたちの健やかな育ちのために、大人としてどのように行動すべきかを示した「京都はぐくみ憲章(子どもを共に育む京都市民憲章)」の実践の輪を一層広げるために、市民、子どもと家族に関わる民間団体、学識経験者等で構成する「子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会」を設置し、憲章の実践の推進に関する事項について、御審議いただいています。

この度、市民の皆様からの幅広い御意見・御提案を同憲章の推進に反映させるため、この推進協議会に市民公募委員として参加いただける方を募集しますので、是非御応募ください。



わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、慈しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。

そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを大切にして、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、子どもを見守り、褒め、時には叱り、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを脅かすものに対して、毅然とした態度で臨む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆を結び、共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

- 一、子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 一、子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 一、子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 一、子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 一、子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 一、子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。



京都はぐくみ憲章

(平成19年2月5日制定)



